

# みどり市 DX 経営実態調査及びデジタル化推進啓発支援業務委託 仕様書

この「仕様書」は、みどり市（以下「市」という。）が、デジタル化の推進に対するノウハウを有する民間企業等に委託して実施する「みどり市 DX 経営実態調査及びデジタル化推進啓発支援業務」（以下「本事業」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

みどり市内の中小企業においては、物価高、賃上げ、人材不足の影響で厳しい経営状況が続いている。市内中小企業の持続的な発展を遂げるには、デジタル技術の活用、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）への取り組みは必要不可欠となっている。一方で、経営者のリテラシー不足やデジタル人材の不足により、デジタル技術の導入が進んでいない企業も多く、市としても、市内企業のデジタル化に関する実態を正しく把握し、効果的な支援施策を検討する必要がある。本事業では、市内中小企業におけるデジタル技術の導入状況、課題及び支援ニーズを把握し、DXの正しい理解やDX経営推進のためのアドバイスを実施、自立自走してDXへの取り組みをスタートできるよう、DX経営への意識の醸成を図る。また、今後のDX化支援施策の検討及び中小企業の生産性向上を目的とした施策立案の基礎資料を作成するものとする。

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 3 委託料の上限

金 3,630,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 事業の対象者

市内に本店又は支店等を有する者で次に掲げる者（以下「企業」という。）

- (1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める小規模事業者、中小企業支援法第2条第1項に定める中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律第3条で定める中小企業団体、商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合及び連合会、または生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合及び連合会
- (2) 前号に該当しない団体等であって当該団体等のデジタル化の推進を支援することが市内企業の成長・発展に寄与すると市長が認める者

## 5 事業内容

本事業の委託を受けた者（以下、「受託者」という）が行う業務の内容は次のとおりとする。

### (1) 中小企業等の経営実態の実態調査

本調査は、市内の中小企業及び個人事業主を対象に、DXの導入状況や課題を把握することを目的とする。事業者のDXの推進状況の調査に関しては、有効なDX診断ツールを活用するものとする。また、実態調査の結果に関しては、実態の分析を行い、今後の提言も踏まえて

報告書として提出するものとする。

(ア) 調査対象

対象企業数：100社以上（有効サンプル数）

対象者：市内に本店又は支店等を有する企業

(イ) 調査とフィードバックについて

以下の手法により、企業の実態を把握する。なお、調査内容については市と協議の上、決定するものとする。また、調査においては、企業のDXの進捗状況を可視化できる診断ツールを用いること。診断ツールについては受託者が実態調査に最も効果的だと考えるツールを活用すること。診断結果については、対象企業にメール等でフィードバックするものとし、希望者に対しては、専門家による簡易的なアドバイスも実施することとする。

① 対象企業リスト選定

- ・ 市内企業リストの整理
- ・ 調査員の配置

② アポイント調整

- ・ 整理したリストへの架電（調査要請）
- ・ 訪問アポイント調整
- ・ 調査ツール準備（DX診断ツール及び調査票）

③ 外訪調査

- ・ 調査員訪問による調査（DX診断）
- ・ 市と協議決定した調査票回収

④ 定性/定量分析

- ・ 調査票の整理、分析
- ・ DX推進状況の分析、レポート生成
- ・ 個別企業へのフィードバック実施（メール）  
※希望者には専門家による簡易アドバイス実施
- ・ 市へ報告書の作成

(ウ) 成果物・報告

- ① 調査結果について、業種や従業員規模等の情報からそれぞれの傾向を分析、また全国でのデータとの比較等を活用した分析を行い、報告書を作成すること。
- ② ①にて分析を行った市の傾向・課題等を踏まえ、報告書の中には次年度以降の市中小企業におけるデジタル化推進に向けた支援施策を提言すること。

## 6 実施体制

市の要求に応じて即座に対応できる体制を整えるとともに、本事業全体の進行管理を行う業務責任者を定め、事業運営や進捗管理等必要事項に関する市との調整や報告について、責任をもつ

て対応すること。調査及びアドバイスをを行うものは、中小企業及び個人事業主のDX化に関する経営支援の実績がある者を選定すること。

## 7 業務完了報告

業務完了後、事業実施報告書を作成し、市が規定する期日までに提出すること。

## 8 共通事項

- (1) 再委託の禁止：本業務の全部を一括して再委託することはできない。一部を再委託する場合は、あらかじめ市に書面による承諾を得るものとする。
- (2) 個人情報の保護：本業務を通じて知り得た個人情報については、厳重に管理し、本目的以外に使用してはならない。
- (3) 成果物の帰属：本業務において作成された成果物（チラシ、データ、報告書等）の著作権は、市に帰属するものとする。
- (4) 守秘義務：受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 危機管理：事故等が発生した場合は、速やかに市へ連絡し、指示を仰ぐとともに適切な対応をとること。
- (6) 疑義の解決：本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市と受託者が誠実に協議し、決定するものとする。